

## 新宿区国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新宿区国民健康保険条例（昭和34年新宿区条例第11号）第9条の一部負担金の減免及び徴収猶予に関する事務取扱いについて、新宿区国民健康保険条例施行規則（昭和35年新宿区規則第1号。以下「規則」という。）その他法令及び通知に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (一部負担金の徴収猶予)

第2条 区長は、一部負担金の支払の義務を負う世帯主が次の各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において、必要と認めるときは、その者の申請により6か月以内の期間を限って一部負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これに類する災害により死亡し、心身に障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 事業又は業務の休廃止、失業等により、収入が著しく減少したとき。
- (3) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

### (一部負担金の減免)

第3条 区長は、世帯主がその利用し得る資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、前条各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、その者の申請により一部負担金を減額又は免除することができる。

2 収入の減少の認定に当たっては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含むものとする。

- (1) 入院療養を受ける被保険者の属する世帯
- (2) 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入の合計額が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条の規定に基づく生活保護基準額表のうち、收容保護施設基準額、期末一時扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、一時扶助及び放射線加算を除いた各基準の1000分の1210（ただし、令和2年9月30日までは、870分の1035とする。）に相当する額の合算額（以下「基準生活費」という。）以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の合算額が基準生活費の3か月以下である世帯

3 一部負担金の減免の期間は、3か月以内とする。ただし、当該疾病の期間が3か月以上に及ぶ場合については、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など関係部課との連携を図る。

4 前項の規定にかかわらず、区長は、やむを得ない事由があると認めるときは、対象月以前に世帯主からの再度の申請により、当該期間を延長することができる。

(実収月額及び控除額)

第4条 当該世帯の実収月額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 給与収入の場合 当該世帯の世帯員の基本給、家族手当、地域手当、通勤手当等の給与額に恩給、年金、家賃、間代、仕送り、その他の収入の合算額から、所得税、住民税、健康保険料(国民健康保険、船員保険及び共済組合等の保険料を含む。)、厚生年金保険料、雇用保険料、労働組合費、通勤費等の合算額を控除した額

(2) 事業収入の場合 売上金、家賃、間代、損料、農業収入、恩給、年金及び仕送り、その他の収入等の総収入額から、収入上必要な経費として、材料費、仕入代、交通費、諸税、その他の経費等の合算額を控除した額

(生活困難の認定)

第5条 第2条及び第3条における「生活困難」の認定については、原則として、第1号の実収月額と第2号の合算額とを比較して認定を行う。

(1) 前条に定める当該世帯の実収月額

(2) 当該世帯についての基準生活費と一部負担金支払所要額の合算額

(減免割合の算定)

第6条 一部負担金の減免割合は、次の各号により算定した割合に応じ、次項のとおりとする。

(1) 実収月額から基準生活費を控除した額を医療費充当額とする。

(2) 一部負担金減免額は、一部負担金所要額から前号の医療費充当額を控除した額とする。

(3) 減免割合は、前号の一部負担金減免額を一部負担金所要額で除して得た割合とする。

2 一部負担金の減免割合は、一部負担金の減免割合が2割以下の場合は2割、2割を超え5割以下の場合は5割、5割を超え8割以下の場合は8割、8割を超えた場合は10割とする。

(申請)

第7条 一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を受けようとする世帯の世帯主は、あらかじめ規則で定める申請書に、次の書類を添えて、申請しなければならない。ただし徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちに申請しなければならない。

(1) 当該世帯の世帯員中、事務所又は事業所に勤務している者がいるときは給与証明書

(2) 恩給、年金等の収入のある者又は雇用保険の受給者等については給与外収入等申告書

(3) 事業収入のある者又は無収入の者については収入・無収入申告書

(4) 診断書及び医療費概算書

2 区長は、前項の申請書を受理したときは、これを調査し、申請の事由が事実と相違

ないことを確認する。この場合において、必要があると認めるときは、国民健康保険法第113条の規定により、当該世帯主に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は職員に質問させることができる。

(証明書の交付又は通知)

第8条 区長は、一部負担金の減免又は徴収猶予の決定をした場合は、速やかに当該申請者に対し、規則で定める証明書を交付する。

2 一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、前項の証明書を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

3 区長は一部負担金の減免又は徴収猶予の対象とならないことが確認できたときは、規則で定める様式により申請者に送付する。

(徴収猶予又は減免措置の取消し)

第9条 区長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その措置を変更し、又は取り消し、当該一部負担金の全部又は一部を一時に徴収することができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予を行う必要がなくなったと認められるとき。

(2) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。

2 区長は、虚偽の申請その他不正の行為により、一部負担金の減免措置を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該一部負担金の減免を取り消すものとする。この場合において被保険者が保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、区長は、直ちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該世帯主から返還させるものとする。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月27日から適用する。